

おはようございます。２月定例会議の開会にあたりまして、新しい年度に向けました県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

２月９日から韓国・平昌におきまして、冬季オリンピックが開催され、連日熱戦が繰り広げられています。

スピードスケートの高木美帆選手の活躍をはじめ、既に銀メダル４個、銅メダル３個と、日本人選手の活躍に私も大いに感動し、勇気づけられ、スポーツの持つ価値、人の心を揺さぶる力をあらためて実感しています。

２０２０年の東京でのオリンピック・パラリンピック、２０２１年のワールドマスターズゲームズ ２０２１ 関西大会、本県で開催します ２０２４年の第 ７９回国民体育大会および第 ２４回全国障害者スポーツ大会などのイベントを通じて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」というそれぞれの立場で、一人でも多くの方々に参画いただき、健康づくりや交流拡大につなげ、スポーツで滋賀を元気にしてまいりたいと思います。

また、来る３月 １８日から ２３日までの間、ブラジル・ブラジリアで第 ８回世界水フォーラムが開催されます。滋賀県はこの中で「湖沼セッション」を開催することとなりました。

姉妹友好州であるアメリカ ミシガン州やブラジル リオ・グランデ・ド・スール州、また、国連環境計画（UNEP）や国際湖沼環境委員会（ILEC）とともに、湖沼環境保全の重要性を世界に向けて発信するとともに、今年 １０月に茨城県で開催予定の第 １７回世界湖沼会議につなぎ、新たな知見の蓄積にも努めてまいります。

これからの県政を展望しますと、スポーツや文化、琵琶湖といった本県の重要施策はもとより、人口減少・少子高齢社会のさらなる進展、団塊の世代がす

べて後期高齢者となるいわゆる 2025 年問題、新たな交通基盤の整備による人や物の流れの変化、第 4 次産業革命による社会や暮らしの変化など、社会の変化のスピードが加速する中で、中長期の展望と滋賀ならではの視座を持って県政のビジョンを描き、拓き、進めていかなければならないと考えます。

次期基本構想の策定におきましては、このような時代の流れや社会の変化を踏まえつつ、どの時代においても、大切なのは一人ひとりの「人」であるとの思いのもと、滋賀の将来を担う「人」に焦点をあて、県民が「豊かさ」や「幸せ」を実感できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

昨年 8 月に、滋賀県基本構想審議会に諮問し、ご審議をいただくとともに、関係団体や大学生など多様な主体との意見交換を実施してきたところではありますが、来年度は、審議会を中心としながら、議会の皆様をはじめ市町など様々な方々との議論を重ね、SDGs の視点も活用しつつ策定してまいりたいと存じます。

以下、具体の説明に入らせていただきます。

まず、平成 30 年度の当初予算案についてでございます。

平成 30 年度の国の地方財政計画におきましては、道府県税ならびに地方交付税について、それぞれ対前年度比 1.7% の減、2.0% の減と見込まれる一方、地方譲与税につきましては、1.5% の増とされたことなどによりまして、これら地方一般財源の総額は、対前年度比 0.1% 増の 62 兆 1, 159 億円とされました。

本県におきましては、地方交付税および臨時財政対策債で減収が見込まれますものの、県税において、それを上回る増収が見込まれますことから、一般財源総額は、前年度から大幅に増加し、3, 327 億円余となりました。

結果、財源不足額は、前年度より縮小したものの、最終的に 109 億円の不足が見込まれましたことから、財源調整的な基金を 64 億円取り崩すとともに、財源対策的な県債を 45 億円発行し、収支均衡を図りました。

財政の中長期的な持続可能性を表すプライマリーバランスにつきましては、5 年連続で黒字を維持し、財政規律にも配慮した予算案といたしました。

平成 30 年度の一般会計当初予算案の総額は、5,369 億 2,000 万円となり、前年度に比べ 26 億 2,000 万円、率にして、0.5% の増となっています。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は 1,640 億円で、前年度に比べ 90 億円、率にして 5.8% の増となっております。

このうち、法人二税につきましては、円安や株高の影響もあり、主に製造業において収益が改善しておりますことなどから、前年度に比べて、53 億 3,960 万円、率にして 12.5% の大幅な増収を見込んでいます。

また、個人県民税につきましては、就業者数が増加傾向にあり、給与所得者の均等割・所得割の増加が見込まれますほか、円安・株高傾向から、株式等譲渡所得割の増収が見込まれますことから、前年度に比べ 6 億 970 万円、率にして 1.1% の増収を見込んでおります。

地方消費税につきましては、個人消費の持ち直しを受けた譲渡割納付額の増加により、前年度に比べて、21 億 4,050 万円、率にして 11.3% の増収が見込まれ、さらに、今年度、都道府県間の清算基準が見直されたことにより、清算後におきましては、前年度と比べて 50 億円の増収を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画の状況などを踏まえて試算いたしました結果、前年度に比べ 10 億円、率にして 0.9% の減となります 1, 140 億円を計上しております。

また、県債につきましては、前年度に比べまして 50 億 2, 400 万円減の 740 億 8, 300 万円を計上しております。

それでは、平成 30 年度当初予算案に計上いたしました主な施策について、申し上げます。

平成 30 年度は、「基本構想」および「行政経営方針」の計画期間の最終年度を迎えます。

計画に掲げております目指す姿や目標を実現し、具体的な成果を県民の皆様にも実感していただけるよう、これまで積み重ねてきた取組を土台として、総仕上げに向けて全庁あげて取り組んでまいり所存であります。

基本構想におきましては、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」を基本理念として掲げ、これまで、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとして「新しい豊かさ」の実現に向けて取組を進めてまいりました。

また、平成 29 年度には、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の制定を契機といたしまして、持続可能な共生社会を目指し、琵琶湖を活かした地域の魅力向上と、それを支える経済基盤の強化を通じて「琵琶湖新時代」への歩みをスタートさせたところです。

こうした中、新年度に向けましては、第一に「だれもが健康で、活躍する社会づくり」、第二に「若者の希望を叶える社会づくり」、第三に「新たな価値の創造・発信」、第四に「琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生」、この 4 つの視点を掲げ、施策構築ならびに予算編成に取り組んでまいりました。

とりわけ、来年度は「健康しが」をキーワードに、「人の健康」、「自然の健康」、「社会の健康」、この「三つの健康」の取組を重点的に進めてまいりたいと考えています。

まず、一つ目は「人の健康」であります。3つの柱に沿って概要を申し上げます。まず、1つ目の柱は、「健康しが」を創る取組であります。

心と体の健康を創出するうえで、特に大切なのは「予防」の取組であります。厚生労働省の統計で、滋賀県民の平均寿命が、男性が1位、女性が4位と、共に全国上位となり、県民の皆様の「健康長寿」への関心が高まっているこの機会に、病気を未然に防ぐ予防、疾病等の重症化を防ぐ予防、さらにはリハビリテーション等による機能回復など、誰もが健康的に暮らしていくための取組を積極的に推進してまいります。

具体的には、健康づくりへの関心が低いとされる3、40歳代の働き盛り世代に積極的に働きかけ、生活習慣の改善や、疾病予防・介護予防を推進するとともに、健診・医療・介護や人口動態・運動・食生活など、健康に関してこれまで蓄積してきたデータを市町の皆さんと共有し、予防的取組を全県に広げることにより、健康寿命の更なる延伸に向け取り組んでまいります。

また、生涯のうちに約2人に1人が罹患し、約3人に1人が亡くなると推計される「がん」は、決して他人ごとではありません。このため、がん検診の促進や、がん医療提供体制の充実はもちろんのこと、就労支援などの取組を通して、がんになる前も、なっってから、自分らしく暮らせる滋賀を目指してまいります。

健康に直接関わる「食」（食べるもの、食べること、食べ方）に光をあてた取組にも力を入れてまいります。県内大学等と連携しながら、健康を支える滋賀ならではの「食」を創造し、県産食材の消費拡大を図るとともに、新たなブラ

ンドとして県内外に発信することにより、県民の皆様の健康に対する更なる意識の向上と実践につなげてまいります。

スポーツや文化の取組も、「健康しが」の創出には欠かすことはできません。このため、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、国の文化プログラムを県全体で積極的に推進し、滋賀の文化の魅力発信に努めます。ホストタウンの取組を通じまして、海外のスポーツ選手や芸術家など、スポーツ・文化の面から交流機会をつくるとともに、スポーツボランティアの養成拡大に本格的に取り組んでまいります。

また、2024年、本県において開催されます国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けましては、主会場となります（仮称）彦根総合運動公園や新県立体育館など、最少の経費で最大の効果が得られるよう、できる限り事業費の抑制に努めながら、県民の皆様のスポーツ・健康づくりの拠点として、愛着をもって長く利用していただけるよう、市町、関係団体と連携・協力しながら、着実にその整備を進めてまいります。

2つ目の柱は、「健康しが」を活かす取組です。

「健康しが」の様々な取組を積極的にPRすることによりまして、「滋賀・びわ湖ブランド」の価値を高め、観光客や移住者を滋賀へ誘うとともに、農畜産物の販売力の強化にもつなげてまいりたいと考えております。

本県が全国に先駆けて取り組み、作付面積も全国一位を誇る環境こだわり農業は、人にも環境にも優しく、まさに「健康しが」にふさわしい取組であると感じております。

今後とも、環境保全型農業直接支払交付金の安定した制度運営によりまして、生産拡大を図るとともに、情報発信等を通じて、環境こだわり農産物のブランド力向上と消費拡大を図ってまいります。

来年度は、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、琵琶湖等の環境保全にもつながる、農薬や化学肥料を使用しないオーガニック農業など、高度な取組へのステップアップも目指してまいります。

また、健康に対する意識やニーズの高まりを背景に、健康・医療機器をはじめ、環境・エネルギーなどの関連分野を中心に、研究開発におけるコーディネート支援機能の充実・強化や、金融面での支援を行うことにより、本県の特性を活かした事業の創出につなげ、地域経済における「稼ぐ力」の好循環を目指してまいります。

3つ目の柱は、「健康しが」で暮らす取組であります。

暮らしを支える交通の充実に向けまして、真に必要な生活交通路線の維持確保や、鉄道駅のバリアフリー化、市町や交通事業者等と連携・協働した公共交通の活性化に引き続き取り組むとともに、新たな移動サービスの導入や自動運転の社会実装等を見据えて、各地域の実状、実態に応じた持続可能な地域公共交通の実現を目指してまいります。

また、生きづらさやしんどさを抱える子どもたちや、ひとり親家庭など、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きと暮らすことができる支え合いの取組を一層推進していくため、県をはじめ、企業、NPO、個人など様々な主体の協力のもと、公私協働で滋賀県社会福祉協議会が設置する「はぐくみ基金」への助成を行い、淡海子ども食堂をはじめとする活動への支援や、物資の提供などの支援に取り組んでまいります。

また、ひとり親家庭の自立に向けた就労や生活等の総合的なサポート体制を構築するため、これまでの就労相談を拡大し、生活等の様々な相談を行うコーディネーターの設置や、交流カフェ等の多様な相談支援にも取り組んでまいります。

3つの健康の2つ目、これは「自然の健康」であります。

人口増加時代において失われたり、十分得られなかった、琵琶湖や山と人、人と人とのつながりを取り戻し、先人から受け継いできた営みや英知など、琵琶湖の持つ多面的な価値を再発見し、「守る」とことと、「活かす」ことの好循環をさらに推進し、これに「支える」という視点も加えて、琵琶湖の保全再生に取り組んでまいります。

1月22日、琵琶湖の北湖において、全層循環を確認いたしました。確認時期としては、過去10年の中では最も早い時期だそうです。琵琶湖が深呼吸を行い、90m底まで酸素がいきわたったということであり、適切な時期に確認することができ安心しているところです。

こうした琵琶湖の健康に加えて、森・川・里・湖のつながりの中で、琵琶湖の水源である山などにも目を向けながら、3つの取組を進めてまいります。

まず、琵琶湖を「守る」取組であります。

琵琶湖の最重要魚種でありますアユにつきましては、昨シーズンの記録的な不漁を受け、追加放流を行うなど資源回復に向けた取組を進めてきましたが、来年度も引き続き、原因究明のための調査とともに水産資源の維持・回復に向けた取組を重点的に進めてまいります。

水草の大量繁茂につきましては、これまでから継続的に対策を講じてきておりますが、来年度も、関係機関との連携を図りながら集中的な根こそぎ除去や表層刈取り、堆肥化による循環利用等に取り組んでまいります。

オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物につきましては、これまでの集中的な取組により、今年度も生育面積の縮減傾向を維持できる見込みであり

ますが、引き続き、戦略的な防除等を行うとともに、巡回・監視の徹底や多様な主体との連携によりまして、今後３年程度で「琵琶湖全体を管理可能な状態とする」ことを目指して取り組んでまいります。

さらに、繁茂の抑制や効率的な除去、有効利用方法の確立等に関し、企業等から技術提案を広く募り、対策の高度化を図ってまいります。

また、水源かん養等の森林の多面的機能の維持増進のため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルおよびカワウにつきまして、個体数管理等の対策を一層推進いたします。

とりわけ、ニホンジカにつきましては、今年度同様、１万９千頭の捕獲を目標とし、市町とも連携を図りながら、2023年度の個体数半減を目指して取組を進めるとともに、捕獲されたニホンジカ等を地域資源として有効に活用するため、新たに、資機材導入への支援を行うなど、ジビエ料理での活用を促進してまいります。

次に、琵琶湖を「活かす」取組でございます。

琵琶湖を「守る」ためにも、琵琶湖やそれを囲む自然本来の恵みを大切にいただきながら活用し、その効果を保全再生の推進へとつなげていくことが重要です。

このため、県では、『琵琶湖を「活かす人」が琵琶湖を「守る人」となる好循環の創出』を目指す姿といたしまして、「琵琶湖保全再生に向けた活用のあり方」について、３月末の取りまとめに向け検討を進めております。

今後は、この検討結果を指針といたしまして、多様な主体と連携し、琵琶湖の活用についての啓発や発信を行うとともに、活用に伴う環境負荷や利益の享受に対する適切な負担のあり方についても、幅広く議論してまいります。

また、琵琶湖の魅力をさらに高め、活かしていくため、琵琶湖周辺における自然環境や景観の保全、観光資源としての活用など、エリアごとにバランスの取れた保全と利活用のあり方について、検討を進めてまいります。

さらに、豊富な森林資源を有し、大きな可能性を持つ本県の林業につきましては、林業・木材産業に関する専門的知識をもった人材の育成に取り組むほか、新たな木材利用の促進などにより、琵琶湖を預かる本県ならではの林業成長産業化を目指してまいります。

国内外問わず多くの方々に体験いただいているビワイチにつきましては、観光はもとより、健康や環境など様々な分野にもつながり、本県が誇る資源でもあります。

このビワイチを、誰もが安全・安心かつ快適に楽しめるコンテンツとして確立していくため、自転車走行環境の整備や、自然・歴史・文化・食など多様な資源を活かした県内全域への自転車による周遊観光の促進、安全面での啓発など、多様な主体との連携のもとで、ハード・ソフト両面から効果的に施策を推進してまいります。

次に、琵琶湖を「支える」取組であります。

来年度におきましても、国立環境研究所琵琶湖分室との連携を図りながら、生態系保全も視野に入れ、有機物全体を捉えることができる「TOC」という指標を用いた新たな水質管理や水草の適正管理、アユをはじめとする在来魚介類の回復等に資する共同研究等を推進するとともに、研究成果等を水環境ビジネスや水産業の活性化などの取組につなげてまいります。

また、来年度から新船の就航を予定しております学習船「うみのこ」につきましては、県内全ての小学5年生を対象に、宿泊体験型の教育を展開し、環境

に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を身につけることで、『びわ湖について語り、びわ湖への深い愛着を持つ子どもたち』を育ててまいります。

さらに、森林環境学習「やまのこ」や、企業が行う森づくりの取組への支援を通じまして、県民の森林への理解と関心を深めるとともに、「全国植樹祭」を絶好の機会として捉え、県民総ぐるみで支える森林づくりを推進してまいります。

3つの健康の3つ目は「社会の健康」であります。

近年多発いたします台風などの災害被害や、社会インフラの老朽化、団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年に向けた対応など、今日の社会は多くの課題を抱えております。

同時に、I o T、ビッグデータ、A I、ロボットなどの新たな技術は、経済や社会に変革をもたらし、新たなサービスや価値の創出のみならず、様々な課題解決にもつながる可能性を秘めております。

このため、県では、I C Tやデータを積極的に活用し、事業者、大学、N P O、市町等の多様な主体と連携を図りながら、次世代を見据えた取組を推進してまいります。

具体的には、産学官の連携により、I o Tの利活用にかかる最新情報の共有や、出会いの場の提供、I o Tプロジェクトの構築・実証研究等を進めるとともに、事業効果の高いプロジェクトに支援を行い、新たなI o Tサービス・製品の事業化と、イノベーションを引き起こす次世代成長産業の創出を目指してまいります。

人々の暮らしや経済を支える活力ある県土づくりや、安全・安心な社会の実現に向けましては、社会基盤であります公共インフラの整備や、防災・減災対

策、さらには、県民の皆様の暮らしを守る施策にしっかり取り組んでまいります。

具体的には、地域に真に必要で、誰もが安心して移動できる道路ネットワークの構築に向けまして、バイパスや街路、歩道等の道路基盤の整備を積極的に進め、人やものが行き交う活力ある県土づくりの実現に努めてまいります。

また、近年の災害リスクの高まりに対応するため、水を安全に流すための河川整備を着実に推進するとともに、「地先の安全度」によって、水害リスクを県民の皆様と共有し、それぞれの地域の特性に応じた流域治水による防災・減災対策を促進することで、水害に強い地域づくりを進めてまいります。

さらに、全国各地で被害が多発している土砂災害に対しましても、命を守ることを最優先に土砂災害警戒区域等の指定ならびに施設整備を推進してまいります。

また、これまでの地震対策の取組を継承しつつ、全国各地で発生いたしました過去の大規模災害を教訓として、今年度策定予定の「（仮称）滋賀県地震防災プラン」に基づき、大規模地震発生時に支援を効果的かつ効率的に受けることが出来るよう、受援計画を策定するなどの取組を進めてまいります。

原子力災害に対する県民の皆様の安全・安心を確保するためには、実効性ある多重防護体制の確立が重要であります。関係機関と連携し、実践的な訓練を実施するとともに、原子力防災資機材の整備、防災関係者の専門知識の向上などに取り組んでまいります。

特殊詐欺につきましては、被害額が多額に及んでいる厳しい現状に加え、高齢社会の進行や犯行の多様化などにより、被害者リスクが一段と増していることを踏まえまして、金融機関などへのリアルタイムでの情報提供と、犯人が使用する電話を無力化するシステムを全国で初めて同時に導入し、被害の防止を

図ってまいります。

以上申し述べてまいりました「3つの健康」に関する施策展開を図る上におきましては、取組を支える「県庁」や「学校」の健康、すなわち、職員や教職員の働き方にも十分留意していく必要があると考えます。

県では、行動計画を策定して働き方改革に取り組んでいるところですが、「健康経営」という考え方も取り入れ、組織としての力が最大限に発揮できるよう、職員の健康を重視しながら、さらに取組を進めてまいりたいと考えております。

また、県教育委員会におきましても、取組方針を策定し、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革に取り組んでいるところであります。

来年度は、新たに、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置を行うなど、教職員が健康でいきいきと勤務することができ、誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備してまいります。

来年度、特に重点的に取り組む「健康しが」に関わる取組は以上ございますが、こうした取組に加えまして、滋賀の未来創りや、直面する課題への対応もしっかり進めてまいります。

最初に、情報発信拠点「ここ滋賀」について申し上げます。

開設以来、多くの方々から様々なお声をいただきながら、よりよい拠点となるよう取り組んでいるところです。2年目を迎えます平成30年度は、「ここ滋賀」の効果をさらに実感していただき、市町や関係団体、事業者の皆様のご期待に応えることができるよう、さらなる拠点の充実に努めるとともに、拠点外への展開に向けた取組も実施してまいります。

具体的には、多様な県産品の販売や、より魅力ある企画催事の開催に加えま

して、新たにインターネットを活用した販売を行うなど、滋賀の魅力を体感する機会を増やしてまいります。

併せて、本県には、琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境や、美しい田園風景に加え、数多くある歴史・文化資源、さらには、健康につながる滋賀の食文化など、有形・無形の様々な可能性を秘めた観光資源が数多くございます。

こうした素材や魅力をさらに磨き上げ、観光振興の機運を一気に加速させるために、「ここ滋賀」からの滋賀への誘いの力を増強するとともに、滋賀の魅力があふれるキャンペーン「虹色の旅へ。滋賀・びわ湖」を県・市町・事業者が一体となって進め、持続的な地域活性化につながるツーリズムを確立してまいります。

また、こうした取組が一過性で終わらないように、得られた成果、課題をしっかりと検証し、「ここ滋賀」や市町とも連携しながら、更なるキャンペーンに向けて、県民の皆さんも含めたおもてなし体制のブラッシュアップと定着を図り、交流人口の増加につなげてまいります。

次に、産業人材の確保・育成についてであります。

地域経済を支える中小企業におきましては、人手不足が見込まれるとともに、経営者の高齢化、後継者不足についても、深刻な問題となっております。

とりわけ、本県は、企業の廃業率が、開業率を上回っており、緊急かつ重要な課題となっている事業承継につきましては、企業の中核となる人材確保に対する支援や、制度融資による支援の強化、事業承継税制の認定など、経済団体等関係機関との連携のもと、集中的に支援してまいります。

人材確保の面では、県内大学卒業生の約8割が県外に就職し、新規大学卒業

者の３年以内離職率が全国的にも約３割という高い状況を改善するため、若年求職者が「働くなら滋賀！」と感じていただけるよう、就職支援協定に基づく大学との連携による情報交換を行うとともに、県内企業が行う人材確保・育成に対して、支援してまいります。

また、インターンシップを通じて、県内外の学生の職業観を醸成し、県内企業等への理解を深めるとともに、県外の方へ魅力ある県内企業等について情報発信を行い、大都市圏から県内中小企業へのＵＩＪターン就職を促進してまいります。

さらには、女性の活躍推進に向け、滋賀マザーズジョブステーションにおいて、ワンストップで一貫した就労支援を実施してまいります。

障害者雇用につきましては、「障害者働き・暮らし応援センター」におきまして、法定雇用率の未達成企業に対して、先進的な取組に関する情報の提供や障害者とのマッチングの機会を新たに設けるなど、障害者雇用を地域全体で支える仕組みづくりを推進してまいります。

そして、家族の育児や介護、看護、本人の加療、地理的条件などにより外で働くことが難しいすべての人たちの多様な働き方が可能となるよう、支援と周囲の理解の輪を拡げてまいります。

次に、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を育む教育についてであります。

滋賀で学ぶ子どもたちが、将来に夢を描きながら、滋賀での学びの成果をしっかりと身に付け、次代を担う自立した個人として健やかに成長していけるよう滋賀の教育を進めていく必要があります。

そのために、これまでの取組の成果と課題を検証し、その結果に基づく改善

方策を各市町教育委員会や各学校と一緒に取り組める体制を整備するとともに、各学校の特色ある教育課程の編成を進め、学校と家庭・地域が一体となった子どもの生活・学習習慣の改善を進めてまいります。

併せて、教員の指導力を高める研修を充実することにより、教員に求められる資質・能力の向上を図り、質の高い授業の実現に努めてまいります。

また、国の進める高校教育改革・大学入学者選抜改革などを見据えて、ICTを活用した学びの研究実践に取り組むとともに、次期学習指導要領の実施に向けた授業改善を進めてまいります。

こうした取組を粘り強く進めていくことで、子どもたち一人ひとりの学ぶ力を高め、本県全体の学力の向上につなげるとともに、県内の学校における子どもたちの学習環境の整備を着実に進め、新しい時代を切り拓く力を育む滋賀の教育を推進してまいります。

以上、主に一般会計に係ります施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は13会計で2,757億8,211万3千円、企業会計は4会計で726億3,780万円を計上しております。

来年度に向けた施策構築に当たりましては、SDGsの17の目標と、169のターゲットをもとに、持続可能な滋賀の実現に向け、幅広い視点から新たな施策の展開や事業創出を目指すとともに、既存の仕組みや枠組みについても必要な見直しに取り組んでまいりました。

本県は、三方よしの精神や、福祉や環境の先進的な取組に代表されるように、これまでから様々な主体の活動において、SDGsにも通ずる意識が根付き、その実践が図られてきました。

今一度、SDGsの視点で県の施策を見つめなおし、施策のブラッシュアップ

プや新たな創造を行うことで、本県の課題に対応しつつ強みを活かした施策展開を図ってまいりたいと存じます。

次に、今後の行政経営について申し上げます。

昨年6月、「今後の財政収支見通しと財政運営の基本的な考え方」を公表いたしました。平成30年度当初予算案の決定や、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の公表、さらには、大規模事業に係る熟度の高まり等を踏まえ、今般、2026年度までの財政収支見通しの再試算を行いました。

今回の再試算におきましても、前回同様、経済成長率が低位な「ベースラインケース」と高位な「成長実現ケース」の2つのケースで試算を行いました。それらの中間値で申し上げますと、来年度から2026年度までの財源不足額の累計は939億円で、前回の試算から約200億円縮小しております。

これは、景気回復や個人消費の持ち直しによる県税収入の増加や、内閣府試算の名目長期金利引下げによる公債費の減のほか、昨年の夏以降、全庁で進めてまいりました収支改善の取組が一定寄与したものと考えております。

しかしながら、前回に比べて一定改善はいたしましたものの、一定の前提条件に基づく試算であり、依然として厳しい状況に変わりはなく、今後の経済情勢の変化による県税収入の減少や、金利上昇による公債費の増嵩リスク、さらには、地方の一般財源総額に関する国の方針が不透明なこと等にも十分留意していく必要があると考えております。

このような財政状況にありましても、滋賀の未来のため、人口減少をはじめとする県を取り巻く環境変化を踏まえながら様々な行政課題に的確に対応し、県としての役割をしっかりと果たしていく必要があります。そのため、現在、平成30年度が最終年度となります「行政経営方針」に代わる次期方針の検討を進めているところです。

次期方針の策定にあたりましては、財源や人材など、限りある経営資源を最大限活用しながら、行政課題に的確に対応し、成果を挙げていく行政経営の取組とともに、今回の再試算を踏まえて歳入・歳出両面からの取組を加速化し、平成 30 年度夏に示される見込みの国の地方財政に係る方針や状況変化等を踏まえ、収支改善目標を設定し、財源不足の縮減に向けた具体的な取組内容を定めて参りたいと考えております。

それでは、次に、当面する諸課題について 2 点申し上げます。

まず、滋賀県犯罪被害者等支援条例の制定について、申し上げます。

県では、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく基本方針の中に「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げ、支援施策を推進してきました。

しかし、依然として県民誰もが予期せぬ犯罪等に巻き込まれ、犯罪被害者となりうる現状がある中で、犯罪被害者等支援への理解は不十分なままであること、関係する行政機関および民間支援団体その他の関係者の連携が不十分であることなど、様々な課題が顕在化してまいりました。

今定例会議に上程しております条例案におきましては、犯罪被害者等がひとりの県民として、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、多様な主体が連携し、県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援施策を定めることとしています。

本県条例案の特色といたしまして、基本理念に「更なる被害」への配慮や「コーディネーター」を中心とした総合的支援体制の整備、関係機関・団体による「滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会」の組織、支援従事者に対する支援などについての規定等を盛り込んでおります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険法の改正により、平成 30 年 4 月から、県は財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を果たす必要がございます。

このため、国民健康保険事業特別会計を設置いたしまして、加入者に対して必要な医療費等を支払うとともに、市町から受益と負担能力に応じた納付金をいただく仕組みを構築してまいります。

市町間における加入者の保険料負担額に差が生じないように、2024 年度以降の出来るだけ早い時期に、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる「保険料水準の統一」を目指してまいります。

国民健康保険は、医療保険制度の基盤として、県民の暮らしを支えるセーフティーネットとしての役割を果たしており、制度の安定運営は県に求められる重要な責務であると考えておりますことから、関係者のご理解とご協力を得ながら、新制度を円滑に運営してまいります。

それでは、今定例会議に提出いたしております案件の概要について順次ご説明申し上げます。

まず、条例案件についてでございます。

議第 19 号は、住宅宿泊事業法の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域および期間を定めるため、

また、議第 20 号は、先ほどご説明申し上げたとおり、犯罪被害者等の心に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進することを図るため、

それぞれ、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第 21 号は、旅館業法等の一部改正に伴い、ホテル営業および旅館営業の営業種別について、必要な規定の整理を行うため、また、国の規制の緩和に合わせ、本県においても規制を緩和し、規制の水準の整合を図るため、改正を行おうとするものです。

議第 22 号は、びわ湖ホールの舞台機構改修工事の実施に当たり、建設工事等総合評価審査委員会を県民生活部に設置するためおよび滋賀県就学指導委員会の機能の拡充を図り、その名称を変更するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 23 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改定しようとするものです。

議第 24 号は、森林組合法の一部改正により措置された生産森林組合の認可地縁団体等への組織変更に係る事務手続きについて、所要の改正を行おうとするものです。

議第 25 号は、職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、改正を行おうとするものです。

議第 26 号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、また議第 27 号は、地方自治法の一部改正に伴い、必要となる改正を行うものです。

議第 28 号は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正を、議第 29 号は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更するための、改正を行おうとするものでございます。

議第 30 号は、学習船「うみのこ」の建造に係る事業が平成 29 年度末を持って終了するため、条例を廃止しようとするものでございます。

議第 31 号は、国の地方消費者行政活性化基金の活用期限が延長されたことに伴い、条例の有効期限を延長しようとするものです。

議第 32 号は、国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されることに伴い、条例の有効期限を延長しようとするものです。

議第 33 号は、国民健康保険財政安定化基金を市町に対し資金を貸し付ける事業および交付する事業に必要な費用を充てるため、改正しようとするものです。

議第 34 号は、身体障害者等に対する自動車取得税および自動車税の減免制度の見直し等のための改正です。

議第 35 号は、土壌汚染対策法等の一部改正等による手数料の追加および額の改定を行い、ならびに駐車場の使用料の減免の対象となる障害者の範囲を見直すための改正であります。

議第 36 号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等により、手数料の額の標準が改められますことから、警察関係事務手数料の額を改定するため、改正を行おうとするものです。

議第 37 号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な改正を行うとともに、介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が市町へ移譲されますことから、関係条例を廃止しようとするものです。

議第 38 号は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び

運営に関する基準等の一部改正により、必要な改正を行おうとするものです。

議第 39 号は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするものです。

議第 40 号は、認知症等の理由により収入の申告が困難な者として知事が認めた者について、収入の申告を不要とし、知事が調査により把握した収入により収入の認定を行うこととするため、改正を行おうとするものです。

議第 41 号は、屋外広告物法の規定に基づき、広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務を、景観行政団体である東近江市において処理することとするためのものであります。

議第 42 号は、滋賀県水道用水供給事業が供給する水道用水の使用料金について、電気料金の値下げに伴い、その料率を改定するため、改正を行おうとするものです。

議第 43 号は、県内に義務教育学校が設置されることに伴う必要な規定の整備、および標準学級数の増減等に伴う市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものです。

議第 44 号は、滋賀県立長浜北高等学校を移転させることから、改正を行おうとするものです。

議第 45 号は、地方警察職員の定員を改定しようとするものです。

次に、その他の案件でございます。

議第 46 号は、契約の変更につきまして、

議第 47 号は、財産の取得につきまして、

議第 48 号および議第 49 号は、権利放棄につきまして、

議第 50 号は、琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることについて、

議第 51 号は、一級河川の指定の変更について意見を述べることについて、

議第 52 号は、包括外部監査契約の締結について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

次に、議第 53 号は、国の補正予算に対応する一般会計の補正予算でございます。

地方創生拠点整備交付金を活用した事業や防災・減災に係る公共事業に要する経費などを計上しようとするものでございまして、総額で 51 億 8,488 万円を増額補正しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

最後に少しお時間をいただきまして、今後の県政運営につきまして、私の所信の一端を申し述べたいと存じます。

平成 26 年 7 月に県政をお預かりさせていただき、早くも 4 年近くが経過いたしました。就任以来今日まで、「対話・共感・協働」、「現場主義」等を基本姿勢といたしまして全力を尽くしてまいったところであります。

これまで御支援いただきました県民の皆様に深く感謝を申し上げます。特に

議員各位におかれましては、文字どおり県政運営の車の両輪として、日々御尽力、御協力を賜っておりますとともに、若輩未熟である私に多くの御指導もいただいてまいりました。ここに改めて厚く御礼申し上げます。

振り返ってみますとこの４年間は、本県においても人口減少が現実のものとなり、かつて経験したことのない超高齢社会に向かおうとしている、また、科学技術の急速な進展などにより社会や経済のあり方が大きく変わろうとしている、まさに歴史的な転換点にあると認識しています。

県政運営におきましては、就任時に掲げさせていただきました３つの理念、「『人の力』を活かし、『いのち』を守り、『草の根自治の滋賀』を発展させる」、「びわ湖や自然と共に生き、全ての人に居場所と出番のある『共生社会滋賀』をつくる」、「『滋賀の力』を伸ばし、活かし、力強く持続的な『経済と雇用の滋賀』をつくる」このことを常に念頭に置き、取り組んでまいりました。

滋賀県基本構想は、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」を基本理念に、今だけ、モノだけ、おカネだけ、自分だけの豊かさではない、すべての人が、将来も持続的に、心で実感できる滋賀らしい「新しい豊かさ」を追求すべく、様々な施策を展開してまいりました。

おかげさまで、まさにおかげさまで刑法犯認知件数の減少や交通事故発生件数の大きな減少、観光入込客数の大幅増加が見られましたほか、国立環境研究所「琵琶湖分室」の設置や、東京・日本橋での「ここ滋賀」の開設、彦根市での「ジェットロ滋賀貿易情報センター」の開設などこれからの施策展開に向けた基盤整備を図ることができました。

今、こうした基盤を活用しての成果を求められております。加えて、これまで経験したことのないアユの不漁や水草繁茂、外来水生植物による侵食など新たな課題が多くあり、さらには、近年頻発いたします集中豪雨をはじめとする自然災害への対応、本格化する人口減少や超高齢社会への対応、県財政健全化

など、難しいが未来に向けて乗り越える、切り開いて行かなければならない大きなテーマが眼前にございます。

しかし、滋賀県には力があります。古来、琵琶湖をはじめとする自然の中で、その恵みを大切にいただきながら、人が人とともに世界との関わりの中で育んできた力、我が国の歴史を先導してきた力がございます。その力を伸ばすこととともに、2021年の全国植樹祭、2024年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会をはじめ、予定されている各種イベントへの準備を着実に進め、それらを未来の滋賀への更なる活力へとつないでいく責任が私たちにはあります。

7月に任期満了を迎えるに当たり、私といたしましては、「一緒に頑張りましょう」の精神で、力を合わせて数々の課題に向き合い、真に持続可能な滋賀を作ること、「新しい豊かさ」を全ての県民が実感できる滋賀を県民の皆様と共に築くため、引き続き県政を担わせていただきたく、来る知事選挙におきまして県民の皆様方の御審判を仰ぐ決意を固めました。

議員の皆様には、貴重なお時間を賜りましたことに感謝申し上げますとともに、今後とも県政の推進に一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、私からの説明を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。